

令和5年8月18日開会

総務消防  
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 総務消防常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和5年8月18日(金)  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 審査事項  
議案第11号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第12号 財産の取得について
- 4 閉 会

~~~~~

## 出席者 (8名)

委員長	山路	有	副委員長	渡辺	穰	爾
委員	今城	雅子	委員	中田	利	幸
委員	荒井	秀行	委員	米本	隆	記
委員	中原	信男	委員	三好	晋	也

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

## 説明のため出席した者

事務局長	三上	洋	消防局長	赤川	紀夫
消防局参事兼米子消防署長	安達	憲吾	事務局総務課長	矢野	伴典
消防局総務課長	岩田	幸博	消防局予防課長	後藤	典明
消防局警防課長	吉木	和宏	消防局指令課長	生田	圭一郎
消防局総務課長補佐兼庶務担当課長補佐	美甘	浩幸	事務局総務課入札財政担当課長補佐	三原	剛

消防局総務課経理担当課 高田 一広  
長補佐

~~~~~

### 議 会 担 当 職 員

書記長 瀬尻 かおり 書記 近藤 隆

~~~~~

### 1 開 会

(午後1時11分)

○渡辺副委員長 それでは、これより総務消防常任委員会を開会いたします。

現在、委員長が空席でございますので、委員長が互選されるまでの間、副委員長の私が、本日、議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

### 2 委員長の互選

○渡辺副委員長 早速ではありますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。

委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、委員長は、委員会において互選すると規定されておりますので、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで、町村議会選出の委員が務めてきておられます。

以上でございます。

○渡辺副委員長 ただいま、担当から、委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。

引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○渡辺副委員長 御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思っております。米本委員。

○米本委員 山路委員を推選したいと思っております。

○渡辺副委員長 ただいま、委員長に山路委員を推選する旨の声がありましたが、山路委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺副委員長** 御異議がないようですので、山路委員を委員長の当選人とすることに決しました。

委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔副委員長と委員長の席交代〕

○**山路委員長** 失礼します。座って挨拶をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいま、委員長に御推選いただきました山路でございます。公平、公正な議会運営と、活発な意見が交わされる場になるよう努めたいと思っております。どうか御指導、御協力をよろしくお願ひいたします。

~~~~~

### 3 審査事項

○**山路委員長** そうしますと、早速ですけれども、日程第3、審査事項に入りたいと思います。

先ほど、本会議から付託されました、議案2件について審査をいたします。

なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。

初めに、議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。後藤消防局予防課長。

○**後藤消防局予防課長** 消防局予防課長の後藤でございます。議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての改正概要を議案資料4ページからの新旧対照表により御説明いたします。

今回の火災予防条例の改正につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴うものでございまして、条文につきましては、消防庁が提示しております条例（例）に沿ったものとなっております。

改正内容は、大きく分けて2つとなります。

1つ目が、電気自動車等の充電に用いる急速充電設備についての改正でございまして、新旧対照表4ページから6ページまでの第11条の2第1項とその各号となります。

電気自動車等への充電方法は、一般家庭のガレージなどに設置されましたコンセントから行います普通充電と、商業施設等に設置されております充電スタンドなどで行う急速充電に分かれます。

普通充電を行う設備には、特に規制はございませんが、急速充電を行う設備には、その使用に際し、火災を発生させる恐れのある設備として、その位置、構造

及び管理について、消防法で規制されております。

今回の急速充電設備の改正は、国の施策であります脱炭素社会実現のため、電気自動車等の普及拡大及び大型化に向けたものとなっております。急速充電設備の充電対象を、これまでの電気自動車及び電動原動機付自転車に、電動の船舶、航空機などを加え拡大しております。また、急速充電設備の全出力について、現行規定では200キロワットを超えるものは変電設備として規制されておりますが、200キロワット以下の急速充電設備に求めている措置が、その設備としての特徴、仕様に応じた規制であり、変電設備としての規制と同等の安全性を確保できる規制であることが確認されましたことから、200キロワットを超えるものも、変電設備ではなく、急速充電設備として取り扱うこととして、急速充電設備の全出力の上限を撤廃しております。

次に、急速充電設備は、変圧する部分とホース、コネクタが一体化しました一体型と、変圧する本体とケーブル及びコネクタが別々の場所に設置される分離型に大別されます。

4ページの第11条の2第1項の第1号から6ページの第17号までになりますが、現行の規制では、一体型のみを想定した規制となっており、分離型が普及してきましたことから、分離型に求める規制を追加するとともに、関連する規定を整備しております。

以上が急速充電設備についての改正でございます。

続きまして、2つ目は、喫煙等の規制になります。新旧対照表の6ページから8ページの第23条でございますが、喫煙所を設置する場合において、その喫煙所に健康増進法で規制されている喫煙専用室の文字標識が設置してある場合には、条例上の標識を設置する必要がないこととしております。

また、現行の規制では、消防局長が指定する場所、劇場や映画館の舞台、客席、店舗や展示場、文化財の内部と周囲ということになりますが、こちらには、禁煙、火気厳禁と文字で表示した標識と条例の別表で定めております図記号の標識を併せて設けることとなっておりますが、その図記号について、国際標準化機構及び日本産業規格に適合するものとしまして、条例の図記号を削除しております。

改正内容については、以上でございます。

施行期日については、公布の日からとしておりますが、第11条の2及び経過措置、こちらは急速充電設備についての規制になりますが、こちらについては、改正省令の施行日の本年10月1日からとしております。

説明は以上でございます。

**○山路委員長** そうしますと、当局の説明が終わりました。

これから質疑を行います。委員の皆様の質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** 質疑がないようですので、続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** 討論がないようですので、以上で終わります。

これより本件についての採決を行います。

議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第12号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。吉木消防局警防課長。はい、どうぞ。

○**吉木消防局警防課長** 警防課の吉木でございます。議案第12号、財産の取得について御説明いたします。

資料は、議案9ページ、議案概要2ページ、議案第12号参考資料、入札執行表を御確認ください。

本件は、第8次消防力等整備5か年計画に基づき、配備から27年経過する境港消防署災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の老朽化に伴います更新整備についてお願いするものでございます。

本年6月27日に参加希望型指名競争入札を行い、有限会社岩谷ポンプが2億3,540万円で落札し、仮契約を締結しております。

本車両の更新は、美保飛行場周辺消防施設整備助成事業を活用するものでございます。

説明は以上でございます。

○**山路委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様は質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「質疑なし」と声あり〕

○**山路委員長** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** はい。討論がないようですので、討論を終わります。

これより、本件について採決を行います。

議案第12号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 4 閉 会

○**山路委員長** 以上で、当委員会に付託されました議案の審査は議了いたしました。

これをもって、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 2 5 分 閉会)

